

様式 A - 1

申請等に対する処分一覧表

(令和6年(2024年)10月1日作成)

[所管： 市民協働部くらし支援課]

[illegible]

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		生活情報センターくらしかんの使用承認
根拠法令及び条項		豊中市生活情報センター条例第 4 条
所管部課（室）係名		市民協働部くらし支援課
審 査 基 準	関係条項	豊中市立生活情報センター条例施行規則第 5 条、第 6 条
	基 準	(使用承認) 第 4 条 センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認された事項を変更するときも同様とする。 (使用制限) 第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、センターの施設の使用を承認しない。 (1) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。 (例) ①火器の使用又は臭気、騒音等を発生させる使用を行う場合であって、他の利用者や一般市民に危険や迷惑が及ぶ恐れがあるとみとめられるとき。 ②参加者や他の利用者に対して執拗に紹介や勧誘を行うなど迷惑をかけるとき。 (2) 営利を目的として使用するものと認めるとき。 (例) ①主として物品の販売、営業としての講座の開催又はこれらに類することを目的として使用しようとするとき。 ②参加者から料金を徴収するとき。ただし、講師謝礼金、会場代、資料代など催しの開催に必須の実費を賄う程度の料金等の徴収については、この限りでない。 ③物品やサービス等の商談、顧客を対象とした商品説明会又はこれらに類することを目的として使用しようとするとき。 (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 (4) 管理上支障があると認めるとき。 (例) ①（集团的または常習的に）暴力的不法行為や反社会的な行動等を行う恐れがある団体が使用するとき。 ②当該使用により多数の人数が集まることにより、交通の渋滞、その他施設内外の混乱が発生する恐れがあると認められると

		き。 ③当該使用により建物や付帯設備を破壊、汚損または滅失する恐れがあると認められるとき。 ④過去において施設管理上の支持に従わなかったなど施設管理上の指示に従わない恐れがあると認められるとき。 ⑤定員を超える使用のとき。 (5) その他市長が適当でないと認めるとき。 (例) ①飲酒を伴うとき。 ②葬儀、告別式その他これに類する行事として施設を使用しようとするとき。 ③申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。 ④館の設置目的を損なうことが明らかに認められるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年4月1日設定（令和6年10月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	即日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 一日（ 事務所） 処分期間 即日（市民協働部くらし支援課）
	設定等年月日	平成9年4月1日設定（平成一年一月一日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		生活情報センターくらしかんの使用料の減免
根拠法令及び条項		豊中市生活情報センター条例第 8 条第 3 項
所管部課（室）係名		市民協働部くらし支援課
審 査 基 準	関係条項	豊中市立生活情報センター条例施行規則第 11 条
	基 準	(使用料等) 第 8 条 使用者がセンターの施設を使用するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で市規則で定める使用料を徴収する。 (1) 第 1 条の目的のために使用する場合 別表に掲げる額 (2) 第 1 条の目的以外の目的で使用する場合 別表に掲げる額に 2 を乗じて得た額 2 使用者が附属設備を使用するときは、市規則で定める使用料を徴収する。 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、前 2 項の使用料を減免することができる。 全額減免する特別の理由を例示すると次のようになります。 ① 地震等災害による避難所としてくらしかんを使用する場合。 ② 公務又は市の事業の推進に係る活動のうち、館長が認めたもの。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定（令和 6 年 1 0 月 1 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	即日（注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 一 日 （ 事務所） 処分期間 即日（市民協働部くらし支援課）
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定（平成一年一月一日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		生活情報センターくらしかんの使用料の返還
根拠法令及び条項		豊中市生活情報センター条例第 9 条
所管部課（室）係名		市民協働部くらし支援課
審 査 基 準	関係条項	豊中市立生活情報センター条例施行規則第 12 条
	基 準	(使用料の前納及び返還) 第 9 条 使用料は、前納とし、既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 相当の理由があると認めたときとは、自己都合により使用許可の取り消しを申し出た場合以外をさします。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定（平成一年一月一日最終変更）
	標準処理期間	即日（注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 一 日 （ 事務所） 処分期間 即日（市民協働部くらし支援課）
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定（平成一年一月一日最終変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		生活情報センターくらしかんの設備の承認
根拠法令及び条項		豊中市生活情報センター条例第 11 条
所管部課（室）係名		市民協働部くらし支援課
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	(設備の承認) 第 11 条 使用者は、特別の設備又は装飾をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 2 使用者は、前項の規定により設備又は装飾をしたときは、使用後速やかにこれを撤去して原状に回復しなければならない。第 6 条第 1 項の規定により使用承認を取り消されたときも同様とする。 3 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長が執行し、その費用を使用者から徴収する。 <u>特別の設備または装飾をしようとするとき、</u>を例示すると次のようになります。 ① 照明、映像、音響機材等を持ち込み、使用する場合。 ② 押しピン、テープ等を使用し、掲示等を行う場合。 その他、設備器材等を通常の使用及び用途以外に使用する場合。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定（平成一年一月一日最終変更）
	標準処理期間	即日（注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	經由期間 一 日 （ 事務所） 処分期間 即日（市民協働部くらし支援課）
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定（平成一年一月一日最終変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		住居確保給付金の支給決定
根拠法令及び条項		生活困窮者自立支援法第 6 条
所管部課（室）係名		市民協働部くらし支援課
審 査 基 準	関係条項	生活困窮者自立支援法施行規則第 1 0 条 生活困窮者自立支援制度に係る自治体マニュアル 豊中市生活困窮者住居確保給付金実施要綱第 2 0 条
	基 準	○生活困窮者自立支援法 （生活困窮者住居確保給付金の支給） 第六条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第三条第三項に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。 2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 ○生活困窮者自立支援法施行規則 （法第六条第一項 に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者） 第十条 法第六条第一項 に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。 イ 離職の場合又は第三条第一号に規定する場合 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日（以下この条、次条及び第十二条第一項及び附則第五条において「申請日」という。）において、離職した日又は事業を廃止した日（以下「離職等の日」という。）から起算して二年（当該期間に、傷病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き三十日以上求職活動を行うことができなかった者については、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年））を経過していない者 ロ 第三条第二号に規定する場合 申請日の属する月において、第三条第二号に規定する状況にある者 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。 イ 離職の場合又は第三条第一号に規定する場合 離職等の日

		においてその属する世帯の生計を主として維持していた者 ロ 第三条第二号に規定する場合 申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者 三 申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額以下であること。 四 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に六を乗じて得た額（当該額が百万円を超える場合は百万円とする。）以下であること。 五 公共職業安定所又は職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同条第十項に規定する職業紹介事業所者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、第三条第二号に掲げる事由に該当する者について、当該者が給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認めるときは、申請日の属する月から起算して三月間（第十二条第一項の規定により支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認めるときは、六月間）に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる。 ○生活困窮者自立支援制度に係る自治体マニュアル 第7 住居確保給付金の支給 2 支給要件 （1）支給要件 ア 基本要件（則第10 条第1 号関係） ① 離職等 離職等とは、離職のほか事業を行う個人の当該事業の廃止をいう（則第3 条第1 号）。 離職時の雇用形態、雇用期間、離職理由は問わない。 ② やむを得ない休業等 やむを得ない休業等とは、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個
--	--	--

		人の都合によらないで減少したことをいう（則第3条第2号）。やむを得ない休業時の雇用形態、雇用期間は問わない。 ③ 住居喪失 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、当該申請者が求職活動等を行うに当たって居住可能な住宅を所有していないこととする。 イ 離職期間要件（則第10条第1号関係） ① 疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合の取扱い 離職等の日から起算して2年以内の期間に、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により連続して30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。 なお、当該事情により求職活動を行うことができなかった旨の申出があった場合は、医師の証明書その他の当該事情に該当することの事実を証明することができる書類（必要最小限のもの）において行う。 イ）妊娠 産前6週間以内に限らず、本人が、妊娠のため求職活動を行うことができなかった期間があった旨を申し出た場合 ロ）出産 4か月以上（85日以上（1か月は28日として計算する。））の分娩とし、出産、死産、早産を問わない。 出産は本人の出産に限られる。出産のため職業に就くことができないと認められる期間は、通常は出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日以後出産の日の翌日から8週間を経過する日までの間である。 ハ）育児 3歳未満の乳幼児の育児とする。また、申請者が社会通念上やむを得ないと認められる理由により親族（民法第725条に規定する親族、すなわち、6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいう。）にあたる3歳未満の乳幼児を預かり、育児を行う場合も認めることとして差し支えない。 二）疾病又は負傷 ホ）イ）から二）までの理由に準ずる理由で都道府県等がやむを得ないと認めるもの ② 延長申請及び再延長申請における取扱い
--	--	--

		延長及び再延長の申請時には、離職等の日から２年（①の場合については最長４年）以内であることについては問わない。 ウ 生計維持要件（則第10 条第２号関係） 自ら就労等により収入を得て、世帯の生計を主として維持していることをいう。 離職時においては主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時においては主たる生計維持者となっている場合であっても対象とする。 エ 収入要件（則第10 条第３号関係） ① 基準額 市町村民税が課税されていない者の収入額（各自治体が条例で定める市町村民税均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額。1,000 円未満切り捨て。）に1/12を乗じて得た額（1,000 円未満切り上げ）とする。 基準額は、各福祉事務所設置自治体において、あらかじめ世帯人数別に算出し、設定することとし、計算の手順は次のとおりである。 イ）各自治体の条例の内容を踏まえ、世帯員数別に市町村民税均等割非課税限度額を算出する。 ロ）次に、申請者が給与所得者か否かに関わらず、その者が属する世帯の人数に応じて、イ）で求めた市町村民税均等割非課税限度額に給与所得控除額を加えることにより、収入額を算出する（1,000 円未満切り捨て）。この際、収入額に応じて給与所得控除額が異なることに留意すること。 ハ）ロ）で求めた収入額に1/12 を乗じることにより基準額を算出する（1,000 円未満切り上げ）。 ② 世帯 「同一の世帯に属する者」とは、同一の世帯に居住し、生計を一にする者をいう。 ただし、原則２２歳以下かつ学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院及び専門職大学院を除く。）、短期大学、専門職大学、高等専門学校又は専修学校に就学中の子の収入は住居確保給付金に係る収入には含まない。 ③ 収入 イ）算定する収入の期間 55 申請日の属する月の収入で判断する。 申請日が月の途中の場合、申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとする。 申請日の属する月の収入が確実に推計することが困難な場合は、申請日の属する月の収入にかわって直近３か月程度の平均
--	--	---

		収入を活用する、又は前月の収入を活用することとする。 申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして取り扱う。 ロ) 算定する収入の範囲等 A a 就労等収入 給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（ただし交通費支給額は除く。）とする。 また、自営業の場合は、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）をいう。 B b 定期的な給付等 定期的に支給される雇用保険の失業等給付、公的年金、親族等からの継続的な仕送りをいう。 なお、児童扶養手当等各種手当、貸与型・給付型奨学金等の特定の目的のために支給される手当・給付、各種保険金については収入として算定しない。 c 借入金等や一時的な収入の取扱い 借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるものは収入として算定しない。 ハ) 収入に変動がある場合の取扱い A a 就労等収入 毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3か月間の収入額の平均に基づき推計する。 b b 定期的な給付等 複数の月に係る金額が一括で支給される給付等については、月額で算定する。 オ 資産要件（則第10条第4号関係） 金融資産とは、預貯金、現金、債券、株式、投資信託をいう。なお、生命保険、個人年金保険等は含まない。 なお、負債がある場合、金融資産と相殺はしない。 カ 求職活動等要件（則第10条第5号関係） ① 公共職業安定所等での求職活動を行う申請者（自立に向けた活動を行う者を除く）56 イ) 求職の申込み 申請者は、公共職業安定所等への求職申込みを行うこととする。申請者が申請時に求職申込みを行っていない場合、自治体は公共職業安定所等への求職申込みを指示する。
--	--	---

		ロ) 求職活動 申請時、常用就職を目指した求職活動等を行うことを確認書によって確認するとともに、支給開始後は、求職活動の状況を確認することとする。 ハ) 就労支援等 申請者に対して、自立相談支援機関は就労支援等を行うとともに、自治体は、就労支援を受けること等必要な事項を指示することができる（則第14条）。申請者が、正当な理由がなく、これに従わない場合は不支給とする（則第15条）。 自立相談支援機関が行う就労支援等は、プランに基づき実施することとする。また、プランに位置づけず住居確保給付金の支給を行った（緊急支援の）場合は、事後的にプランを作成し、就労支援等を行う。 ② 自立に向けた活動を行う申請者 イ) 経営相談先への相談申込み 以下の1から3に沿って経営相談先への相談申込みを指示する。 A a 自立相談支援機関において、 1 相談者が離職・廃業の者か休業等による収入減少の者か確認する。 2 休業等による収入減少の者の場合、被雇用者（シフト減など）か自営業者か確認する。 3 相談者が自営業者で経営改善の意欲があり、相談内容が経営改善に関する場合、経営相談先の役割（どのような相談先なのか）について確認の上、その内容を相談者に説明する。 B b 相談者（又は自立相談支援機関）は、経営相談先において、「事前相談（※）」を受ける。 ※申請者の相談内容が経営相談に該当するかを判断するために実施するもの C c 自立相談支援機関は、事前相談の内容を相談者から確認した上で、経営相談先への相談の申込みを指示する。 なお、経営相談の申込みにおいて、経営相談先から公共職業安定所等での求職活動等を行うことが適当と助言等を受けた場合、申請者は当該助言等を自立相談支援機関へ報告し、自治体は公共職業安定所等での求職活動等を指示する。 ロ) 自立に向けた活動 申請時、自立に向けた活動を行うことを確認書によって確認するとともに、支給開始後は、経営相談先からの助言等を受けて作成した、自立に向けた活動計画に基づく取組が行われていることを確認することとする。 ハ) 経営相談等 57
--	--	---

	自治体は、経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動を行うよう指示することができる（則第14条）。また、支給申請者が自立に向けた活動を行わない場合や、公共職業安定所等での求職活動等を行うことが適当であると経営相談先から助言等を受けた旨の報告が支給申請者からあった場合、原則、公共職業安定所等での求職活動を行うよう指示することができる（則第14条）。支給申請者が、正当な理由なく、当該指示に従わない場合は不支給とする（則第15条）。 なお、自立に向けた活動を行うことについては、プランに位置づけることとする。プランに位置づけず住居確保給付金の支給を行った（緊急支援の）場合は、事後的にプランを作成し、支援等を行う。 キ 類似給付の受給に関する調整規定（則第188条関係） 住居を喪失した離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等とは、離職者が就職を容易にするための住居費に充てることを目的としている給付等を指す。なお、当該給付等の受給等が終了した後、なお支援が必要な場合は、住居確保給付金の支給を受けることができる。 （2）求職活動等要件 ア 公共職業安定所等での求職活動を行う支給決定者（自立に向けた活動を行う支給決定者を除く） 自治体は、支給決定者に対し、常用就職に向けた次の①～③の求職活動等を行うことを指示するものとする。 ① 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。 ② 月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受ける。 ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける。 イ 自立に向けた活動を行う支給決定者 自治体は、支給決定者に対し、業務上の収入を得る機会の増加に向けた次の①～③の求職活動等を行うことを指示するものとする。 ① 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。 ② 原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける。 ③ 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行う。 ウ プランの策定 住居確保給付金の支給申請を受けて、自立相談支援機関により支給申請者のアセスメントが行われ、その結果に基づきプランが策定される。
--	---

	アセスメントにおいては、支給申請者の離職等理由、離職等期間、資格の有無等を総合的に勘案し、支給申請者の状況に応じた適切な支援を選択する。自治体は、策定されたプランに基づき、誠実かつ熱心に求職活動等を行うことを指示する。 58 ① プランに基づき、自らの求職活動のみで就職が可能と判断される場合、公共職業安定所等による生活保護受給者等就労自立促進事業を利用する場合、自立相談支援機関の就労支援員による担当者制の就職に向けた支援を利用する場合は、あわせて、アの求職活動等を誠実かつ熱心に行う。 ② 就労準備支援事業又は就労訓練事業を利用する場合についても、これらの事業をプランに基づき利用しながら、原則として、アの求職活動等を行うこととするが、アセスメントにおいて、求職活動等を継続するよりも、これらの事業を一定期間集中的に利用することにより早期就職につながると判断される場合は、例外として一定期間アの求職活動等を留保することができることとする。なお、アの求職活動等要件を留保するかどうかについてはプランにおいて明確化することとし、プラン確定までは、アの求職活動等を誠実かつ熱心に行うこととする。 ③ 公共職業安定所への求職申込みに代えて、自立に向けた活動を行う場合については、経営相談先を利用しながら、イの求職活動等を行う。アセスメントにおいて、求職活動等を行うよりも、自立に向けた活動を行うことにより早期自立につながると判断される場合は、その旨をプランにおいて明確化することとする。なお、経営相談先から公共職業安定所等での求職活動等を行うことが適当と助言等を受けた旨の報告があった場合は、自治体は、速やかにアの求職活動等を行うことを指示し、自立相談支援機関は再び支給申請者のアセスメントを行い、プランを作成する。 ※ 自治体において、申請内容が適正であると判断されると、住居喪失者については、支給決定前に「住居確保給付金支給対象者証明書」（様式3。以下「対象者証明書」という。）が交付される（6（7）④を参照）。その交付をもって、支給対象者は求職活動等要件を満たすことが求められる（6（7）④を参照）。 ○豊中市生活困窮者住居確保給付金実施要綱 （支給決定等） 第20条 くらし支援課長は、住居喪失者、住居喪失のおそれのある者にかかわらず、安定した居住の確保のため、借地借家法（平成3年法律第90号）の保護の対象となる賃貸借契約又は定期賃貸借契約に限って支給決定を行う。
--	--

		2 申請者は、前項に規定する契約であることを証明するため、賃貸借契約書の写しを自立相談支援機関へ提出しなければならない。賃貸借契約書の写しは、住居喪失者にあつては前条第3項の規定により住居確保報告書を提出するときに、住宅喪失のおそれがある者にあつては省令第13条の規定により申請書を提出するときに第14条第4項第2号①から④までに規定する書類と併せて提出しなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（令和5年4月1日最終変更）
	標準処理期間	総日数15日（注：休日は含まない）
標準 処 理 期 間	内訳	経由期間 ー 日（ 事務所） 処分期間 15日（市民協働部くらし支援課）
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成一年一月一日最終変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		住居確保給付金の支給額の変更
根拠法令及び条項		生活困窮者自立支援法第 6 条
所管部課（室）係名		市民協働部くらし支援課
審 査 基 準	関係条項	豊中市生活困窮者住居確保給付金実施要綱第 2 2 条
	基 準	（支給額等の変更） 第 2 2 条 住居確保給付金の支給額は、支給期間中は変更しない。ただし、第 1 号から第 3 号までに掲げるときは受給者からの申請により、支給額を変更し、第 1 1 条第 2 項各号に掲げる方法により賃料を支払っている場合であって、第 4 号に該当するときは、支給方法の変更を行う。 （1）住居確保給付金の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更されたとき。 （2）第 6 条第 2 項の規定により家賃額の一部の支給となっているが、住居確保給付金の受給期間中に申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入を合算した額が減少し、基準額を下回ったとき。 （3）借主の責めによらず転居せざるを得ないとき又は自立相談支援機関等の指導により同一自治体内での転居が適当であるとき （4）貸主等への賃料の支払い方法について、変更の手続きを行い、代理受領の方法によることになったとき。 2 前項各号の規定に該当する受給者は、住居確保給付金支給変更申請書（要綱様式第 1 4 号。以下「変更申請書」という。）を自立相談支援機関へ提出しなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日設定（令和 5 年 4 月 1 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1 5 日 （注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 一 日 （ 事務所） 処分期間 1 5 日（市民協働部くらし支援課）
	設定等年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日設定（平成一年一月一日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		住居確保給付金の中断及び再開
根拠法令及び条項		生活困窮者自立支援法第 6 条
所管部課（室）係名		市民協働部くらし支援課
審 査 基 準	関係条項	豊中市生活困窮者住居確保給付金実施要綱第 2 3 条
	基 準	（支給の中断及び再開） 第 2 3 条 くらし支援課長は、受給者が住居確保給付金の受給中に、疾病又は負傷により省令第 1 0 条第 5 号の要件に該当しなくなった場合には、本人からの申請により、支給を中断する。 2 受給者は、疾病又は負傷により省令第 1 0 条第 5 号の要件に該当しなくなった場合には、住居確保給付金中断届（要綱様式第 1 6 号。以下「中断届」という。）及び疾病又は負傷により求職活動が困難である旨を証明する文書（医師の交付する診断書等）を、自立相談機関へ提出しなければならない。 3 自立相談支援機関は、中断届を速やかにくらし支援課長へ送付しなければならない。 4 くらし支援課長は、中断届を提出した受給者に対して、住居確保給付金支給中断通知書（要綱様式第 1 7 号）を自立相談支援機関を経由して交付する。 5 中断期間中、原則として毎月 1 回、中断者から面談、電話、電子メール等により体調及び生活の状況について報告を受けるとともに、求職活動を再開する意思について確認を行わなければならない。 6 心身の回復により求職活動を再開できるときは、本人からの申請により、支給を再開する。ただし、通算支給期間は、第 7 条第 2 項に規定する支給期間の範囲に限る。 7 住居確保給付金の支給の再開を希望する受給者は、心身の回復により求職活動を再開することを条件として、住居確保給付金再開届（疾病又は傷病）（要綱様式第 1 8 号。以下「再開届」という。）を自立相談支援機関へ提出しなければならない。 8 自立相談支援機関は、「再開届」を速やかにくらし支援課長へ送付しなければならない。 9 くらし支援課長は、「再開届」を提出した受給者に対して、住居確保給付金支給再開通知書（要綱様式第 1 9 号）を、自立相談支援機関を経由して交付する。

	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日設定（令和 5 年 4 月 1 日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間	総日数 1 5 日 （注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 一 日 （ 事務所） 処分期間 1 5 日（市民協働部くらし支援課）
	設定等年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日設定（平成一年一月一日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		住居確保給付金の支給期間の延長又は再延長
根拠法令及び条項		生活困窮者自立支援法第 6 条
所管部課（室）係名		市民協働部くらし支援課
審 査 基 準	関係条項	豊中市生活困窮者住居確保給付金実施要綱第 25 条
	基 準	（支給期間を延長又は再延長する場合の取扱い） 第 25 条 第 8 条又は第 9 条の規定により住居確保給付金の支給期間の延長又は再延長の申請を行う受給者は、支給期間の最終の月の末日までに「住居確保給付金申請書（期間（再）延長）（要綱様式第 21 号）を自立相談支援機関へ提出しなければならない。 2 自立相談支援機関は、前項の申請書をくらし支援課長へ速やかに送付しなければならない。 3 支給期間の延長又は再延長の申請を受けたくらし支援課長は、次の各号に掲げる事項を勘案して判断する。 （1）受給者が第 4 条①、②の 2 及び③から⑧までに規定する要件に該当する者であること。 （2）受給者が第 5 条第 1 項各号又は第 2 項各号に定める求職活動を誠実かつ熱心に行っている者であること。 4 再延長期間における求職活動等は、すべての申請者において第 5 条第 1 項による求職活動を行うものとする。 5 くらし支援課長は、第 3 項の規定に基づき住居確保給付金の支給期間の延長等の要件を満たすと判断したときは延長又は再延長の支給決定を行い、住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）（要綱様式第 22 号）を自立相談支援機関を経由して受給者へ交付する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定（令和 5 年 4 月 1 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 15 日（注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 1 日（ 事務所） 処分期間 15 日（市民協働部くらし支援課）
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定（平成一年一月一日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		住居確保給付金の再支給
根拠法令及び条項		生活困窮者自立支援法第 6 条
所管部課（室）係名		市民協働部くらし支援課
審 査 基 準	関係条項	豊中市生活困窮者住居確保給付金実施要綱第 2 6 条
	基 準	（再支給） 第 2 6 条 住居確保給付金の支給期間中又は支給期間の終了後に、常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後、新たに解雇（本人の責めに帰すべき解雇を除く。）その他事業主の都合による離職、廃業（本人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く。）若しくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かつ、いずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して 1 年を経過している場合であって、第 4 条①から⑧までに規定する支給対象者の要件に該当する者に対して、第 6 条から第 1 1 条までに規定する支給額、支給期間等により、住居確保給付金を再支給することができる。（※） ※ ただし、最後に住居確保給付金の支給を申請した日が令和 6 年 3 月 3 1 日以前である者であって、当該申請に係る支給が終了した後に解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した者については、当該申請に係る支給が終了した月の翌月から起算して 1 年を経過するまでの間は、住居確保給付金を再支給することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日設定（令和 5 年 4 月 1 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1 5 日 （注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 一 日 （ 事務所） 処分期間 1 5 日（市民協働部くらし支援課）
	設定等年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日設定（平成一年一月一日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		生活情報センター目的利用の可否
根拠法令及び条項		生活情報センター条例第 1 条、第 8 条第 1 項
所管部課（室）係名		市民協働部くらし支援課
審 査 基 準	関係条項	生活情報センター目的利用の審査に関する要綱第 4 条
	基 準	1. くらしに関する各種の情報及び活動の場の提供を行うとともに、消費者の健康で安全なくらしの確保及び向上並びに市民の自立し、安定した経済生活の実現を図る内容であること。（同条例第 1 条） 2. くらし支援課が実施する以下の内容の事業推進に寄与すること。（同要綱第 2 条） （1）消費生活の安定・向上に関すること （2）就労支援及び無料職業紹介に関すること （3）労働福祉に関すること （4）若者支援に関すること （5）生活困窮者自立支援に関すること
	参考事項	（くらし支援課が実施する事業推進に寄与するかについては、市民協働部組織目標のくらし支援課該当部分及び以下を参考とする） ・豊中市若者自立支援計画 ・豊中市消費者教育推進計画 ・豊中市雇用・就労施策推進プラン
	設定等年月日	令和 4 年 9 月 3 0 日設定（令和 5 年 4 月 1 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 5 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 5 日
	設定等年月日	令和 4 年 9 月 3 0 日設定
備考		